

これから出産される皆様・令和5年11月1日以降に出産された皆様へ
(対象：倉吉市国民健康保険にご加入の方)

産前産後期間の 国民健康保険料が 減額になります！



対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産（予定）の倉吉市国民健康保険にご加入の方が対象です。
※妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合を含む）
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険料が減額される対象・期間

- 国民健康保険料のうち、出産する（した）被保険者の所得割額、均等割額について
出産（予定）月の前月から4ヶ月相当分が減額されます。
※多胎妊娠の場合は、出産（予定）月の3ヶ月前から6ヶ月相当分となります。

対象期間	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前		1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の場合				出産（予定）月			
多胎の場合				出産（予定）月			

※年額の国民健康保険料から対象となる保険料が減額されます。産前産後期間の保険料が0円になるとは限りません。

- 既に該当期間分の保険料を納付されている場合、払いすぎとなった保険料は還付されます。
- 令和5年度については、上記対象期間のうち令和6年1月以降の期間が対象となります。

お手続きに必要なもの

- 産前産後期間に係る国民健康保険料軽減届出書
(保険年金課及び関金支所窓口、倉吉市ホームページから入手可)
 - 母子手帳など（出産（予定）日を確認できる書類、単胎妊娠・多胎妊娠の別を確認できる書類）
 - 本人確認書類（免許証またはマイナンバーカード等）
- ※同一世帯以外の方がお手続きされる場合は委任状が必要です。

お問い合わせ先

倉吉市役所 保険年金課（第2庁舎1階） 電話：0858-22-8124
窓口受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日祝・年末年始を除く）